

○市川市水防協議会条例

昭和62年3月30日条例第16号

改正

平成11年3月24日条例第4号
平成12年3月22日条例第30号
平成18年3月24日条例第1号
平成19年3月22日条例第7号
平成20年3月28日条例第2号
平成23年3月28日条例第2号
平成23年3月28日条例第4号
平成24年3月16日条例第1号
平成25年3月25日条例第5号

市川市水防協議会条例

(設置)

第1条 本市に水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、市川市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

全部改正〔平成12年条例30号〕、一部改正〔平成19年条例7号・25年5号〕
(組織)

第2条 協議会は、会長1人及び委員25人以内で組織する。

一部改正〔平成25年条例5号〕
(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 水防関係団体の代表者
- (3) 学識経験者

2 前項第1号に該当する委員の任期は、その職にある期間とし、同項第2号及び第3号に該当する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及びその代理人)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

一部改正〔平成19年条例7号〕
(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(協議会の事務)

第6条 協議会の事務は、危機管理室において処理する。

一部改正〔平成11年条例4号・18年1号・20年2号・23年2号・24年1号〕

(報酬及び費用弁償)

第7条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(協議会の運営その他必要な事項)

第8条 前各条に定めるものを除くほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日条例第30号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月16日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。